

労働環境改善行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

2. 内容

目標 1 令和3年3月31日までに、各人の生活に合わせた労働環境を実現するため、就業規則、勤務規定、賃金規定の見直しを実施する。

<対策>

- 令和2年4月1日～ 労働環境の現状を把握
- 令和2年5月1日～ 社員業務会議での検討開始
- 令和3年3月31日 就業規則、勤務規定、賃金規定の改定

目標 2 令和5年3月31日までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月1日～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和2年5月1日～ 社員業務会議での検討開始
- 令和3年3月31日 就業規則、勤務規定の改定
- 令和3年4月1日～ 取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始